令和８年度 乗用自動車による旅客運送　仕様書

１．概　要

本業務は、乗用自動車による旅客運送を行うものである。

２．運送区間等

当局の指示する日時及び区間とする。

３．契約期間

令和８年４月１日より、令和９年３月３１日までとする。

４．契約料金

関東運輸局認可の運賃及び料金とする。

５．検　査

本業務の検査は、月毎に行うものとし、検査職員の検査合格をもって完了とする。

６．支　払

代金は、検査合格後、受注者の適正な請求書を当局が受理した日から３０日以内に支払うものとする。

なお、請求書には以下の書類を添付するものとする。

１）当局の使用者が記入し、乗務員に渡した使用済みタクシー乗車券またはその写し

２）請求金額の内訳として、使用済みタクシー乗車券毎の明細書

７．旅客運送における遵守事項

（１）乗務員は、当局の使用者が降車する時には、領収書またはそれに代わる使用金額が確認できる書面（以下「領収書等」という。）を使用者に漏れなく手交すること。

（２）乗務員は、当局の使用者がタクシー乗車券に使用料金等を記入するために、筆記具の貸与を申し出た際、鉛筆を避けてボールペン等の貸与に努めること。

（３）乗務員は、当局の使用者が、タクシー乗車券の次の必要項目に係る記入欄・記入枠が不足する場合において、当該タクシー乗車券の余白及び裏面等に補足的に記載した際、その記載内容を消去することなく、その記載を認めるものとすること。

１）使用者氏名、相乗り者氏名
２）使用日、乗車時間、下車時間
３）乗車地、経由地、降車地
４）使用料金（有料道路料金、高速料金を含む）

（４）受注者は、各乗務員に対して、（１）、（２）及び（３）の点を十分に周知すること

（５）受注者は、当局の使用者がやむを得ず領収書等を紛失した場合に、当局係官または当局の使用者から再発行を求めることがあり、この場合は必ずその申し出を受けなければならない。
　なお、この場合に再発行する領収書等は、通常の降車時に手交する書式に限定するものではない。

（６）乗務記録の開示への協力
　個々のタクシー使用に係る状況・実績等については、会計検査院等国の機関等からの開示等の協力依頼が見込まれることから、「旅客自動車運送事業運輸規則」（昭和３１年８月１日運輸省令第４４号）第２５条に規定する「業務記録」について、当局から文書により、当該記録の開示の協力を求める場合がある。
　なお、この場合の当局から受注者に対する協力依頼は、行政庁としての公権力の行使によるものではないことから、当該時点において、受注者として協力できない場合には、その理由について、書面にて届け出る必要がある。

８．その他
（１）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
１）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
　また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
２）１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により当局に報告しなければならない。
３）１）及び２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
４）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当局と協議しなければならない。

（２）本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以　　上